

◆ 安全運転管理者等の選任に関する基準、条件等

(1) 選任基準

自動車の使用者は、業務に使用している自動車の台数に応じて、次のように安全運転管理者、副安全運転管理者を選任して公安委員会に届出をしなければなりません。

	安全運転管理者	副安全運転管理者
一般事業所	○ 乗車定員 11 人以上の自動車～1 台以上 ○ その他の自動車～5 台以上（※）	○ 20 台以上 40 台未満～1 人以上 ○ 40 台以上 60 台未満～2 人以上 （以下 20 台ごとに1 人加える）
運転代行業	○ 運転代行業の営業所ごとに選任 （随伴自動車が1 台以上）	○ 10 台以上 20 台未満～1 人以上 ○ 20 台以上 30 台未満～2 人以上 （以下 10 台ごとに1 人加える）

※従業員の自動車であっても、業務に使用し、事業所が管理する自動車を含みます。

※大型自動二輪車、普通自動二輪車は、1 台を 0.5 台として計算します。

※原動機付自転車（道路交通法施行規則第 1 条の 2）は含みません。

(2) 選任条件

安全運転管理者	副安全運転管理者
20 歳以上（副安全運転管理者を選任しなければならない場合は、30 歳以上）	20 歳以上
以下のいずれかの条件に該当する者 ○ 自動車の運転管理（注 1）に関し、2 年以上の実務経験を有する者 ○ 公安委員会が行う教習（注 2）を修了してから自動車の運転管理に関し、1 年以上の実務経験を有する者 ○ 上記の者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者	以下のいずれかの条件に該当する者 ○ 自動車の運転管理（注 1）に関し、1 年以上の実務経験を有する者 ○ 運転経験が 3 年以上ある者 ○ 上記の者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者
以下の条件のいずれにも該当しない者 ○ 解任命令（注 3）により解任された日から 2 年を経過していない者（規則第 9 条の 9 第 1 項イ） ○ 次の違反行為をした日から 2 年を経過していない者（規則第 9 条の 9 第 1 項ロ） ・ ひき逃げ、無免許運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害運転 ・ 無免許運転にかかわる車両の提供、無免許運転の車両への同乗 ・ 酒酔い・酒気帯び運転にかかわった車両・酒類の提供、同乗 ・ 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、無免許・無資格運転、最高速度違反、積載制限違反、放置駐車違反の下命・容認 ・ 使用制限命令違反	

注 1：安全運転管理者又は副安全運転管理者の経験に限定されず、運転者を直接又は間接的に管理した経験があれば、その経験年数を含みます。

注 2：毎年開催している法定講習（道路交通法 108 条の 2 第 1 項第 1 号）のことではありません。

注 3：道路交通法第 74 条の 3 第 6 項によって公安委員会から発せられる命令のことです。

